ごみ収集処理業務の更なる改革策

平成２６年９月

京都市

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・　1

1　これまでの取組と更なる改革の必要性　・・・・・・・・・・・・・　1
⑴　ごみ収集業務の改善に向けたこれまでの取組
⑵　更なる改革の必要性
⑶　「京都市ごみ収集業務の在り方検討会議」の意見

2　改革に向けた基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・　5
⑴　公衆衛生の維持の根幹に関わる業務の執行体制の確保と民間事業者，市民との協働による最も効果的かつ効率的な体制の構築
⑵　多様化する市民ニーズへの対応
⑶　更なるごみ減量の推進

3　改革策における取組　・・・・・・・・・・・・・　6
⑴　公衆衛生の維持の根幹に関わる業務の執行体制の確保と効率的な体制の構築
⑵　市民目線での行政サービスの提供
⑶　ごみ収集処理業務を担う職員の育成
⑷　委託事業者の適切な管理指導と協働体制の確立

【はじめに】

この改革策は，これまで本市が取り組んできたごみ収集処理業務の改善，改革の取組を発展させ，さらに効率的で，社会のニーズに的確に対応することのできる，持続可能で柔軟かつ機動的な業務執行体制の確立を目指して，取りまとめたものである。

ここで掲げている具体的な取組については，１０年程度の中期的なスパンのものであり，スピード感を持って，着実に推進することはもとより，社会経済情勢の変化に柔軟に対応し，進化させていく。このため，今後，必要な時期において，改革策の見直しや取組の更なる深掘りを検討することとする。

なお，ここで，「ごみ収集処理業務」とは，一般廃棄物のうち主に家庭ごみの収集，運搬，焼却・再資源化等の適正処理，最終処分及びごみ減量に向けた施策の実施に係る業務を，「ごみ収集業務」とは，家庭ごみの収集，運搬に係る業務を示している。

1　これまでの取組と更なる改革の必要性

⑴　ごみ収集業務の改善に向けたこれまでの取組

本市では，平成１８年８月に策定した「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」や平成２０年１２月に策定した「京都市ごみ収集業務改善実施計画」等に基づき，ごみ収集業務の５０％民間委託化や随意契約の見直し等のより効率的な契約手法の導入，まち美化事務所の再編といった取組を着実に推進してきた。

○　ごみ収集業務の委託化の推進

ごみ収集業務の委託率は，平成１８年度の 26.2％から平成２６年度には 46.8％に達し，平成２７年度当初には計画どおり５０％民間委託化を達成する。

○　ごみ収集体制の効率化

収集体制については，プラスチック製容器包装分別収集の全世帯拡大（平成１９年度）に伴う業務増に対応しつつも，この間の家庭ごみ量の減少を上回るペースで削減してきた。

【家庭ごみ量】

28.9 万トン（１８年度）→23.6 万トン（２５年度）　＜△18.3％＞

【収集班数】

２５８班（１８年度）→１８８班体制（２５年度以降）＜△27.1％＞

○　まち美化事務所の再編

収集体制の効率化を踏まえて収集区域の見直しを行い，まち美化事務所を１１か所から７か所へ再編した。

○　技能労務職員の削減（作業長級以上の職員を除く。）

これらの取組の結果，環境政策局の技能労務職員については，平成１８年度の９９９人から平成２６年度には５６８人へと，４３１人，率にして 43.1％の削減を行い，目標年次である平成２９年度に５０％の削減を達成する。

○　ごみ収集経費の削減

ごみの収集運搬に係る直接経費の推移を試算すると，平成１８年度の約９４億円から，平成２５年度の約５４億円へと，年間約４０億円の経費削減を実現している。

○　クリーンセンター（ごみ焼却施設）の削減

クリーンセンターは，平成１６年度以前は，５工場体制でごみの焼却処理を行っていたが，有料指定袋制の導入や事業ごみの削減策など，間断ないごみ減量施策の推進により，平成２５年度からは３工場体制に移行することができた。これにより新たなクリーンセンターの建設費用だけでなく，毎年の維持・運営経費を削減できた。

・１工場当たりの建設費　約４００億円
・１工場当たりの維持・運営経費　年間約１０億円

○　エコまちステーションの設置

平成２２年度に，全区役所・支所内に，地域における環境行政の拠点として，まち美化事務所の出先機関であるエコまちステーションを設置し，まち美化業務員等を環境共生推進員として配置することで，ごみ減量に係る相談，啓発をはじめとした環境に関する業務全般を行うとともに，ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）や資源物の移動式拠点回収事業を開始するなど，きめ細かなサービスの提供を進めてきた。

○　「京都市ごみ収集業務評価推進会議」の設置

平成２０年度に「京都市ごみ収集業務評価推進会議」を設置し，市民サービスの観点から，ごみ収集業務の点検・評価を継続的に行い，その結果をフィードバックすることで，業務の改善や，人材育成と職員の意識改革による組織の活性化等にも積極的に取り組んできた。

【主な取組の成果】

取　組	成　果
ごみ収集業務の委託化の推進	26.2%（１８年度）　→　46.8%（２６年度） ＜20.6%増加＞　　【２７年度に５０％委託化】
ごみ収集体制の効率化	２５８班（１８年度）　→　１８８班（２６年度） ＜７０班，27.1%削減＞
まち美化事務所の再編	１１か所　→　7か所（２２年4月～２３年１０月） ＜目標の８か所を上回り実施＞
技能労務職員の削減 (作業長級以上の職員を除く。)	９９９人（１８年度）　→　５６８人（２６年度） ＜４３１人，43.1%削減＞　　【２９年度に５０％削減】
より効率的な契約手法の導入	随意契約を見直し，収集業務の委託は，入札で業者を選定するとともに，複数年契約を導入（２１年度～） （入札による契約単価の低減率は平均２８．７%）
ごみ収集経費の削減	約９４億円（１８年度）　→　約５４億円（２５年度） ＜年間約４０億円，42.5%削減＞
クリーンセンター（ごみ焼却施設）の削減	５工場体制　→　３工場体制（２５年度～） ＜１工場当たり建設費約４００億円，維持・運営経費年間約１０億円を削減＞
エコまちステーションの設置	地域における環境行政の拠点として，全区役所・支所内にエコまちステーション（１４か所）を設置（２２年度）
「京都市ごみ収集業務評価推進会議」の設置	市民サービスの観点から，ごみ収集業務の点検・評価を継続的に実施（２０年度～）

⑵　更なる改革の必要性

こうした取組の結果，平成２０年度から毎年度実施している「ごみ収集業務に関するアンケート調査」の結果をはじめとして，ごみ収集処理業務に対する市民の評価は着実に向上してきたほか，財政的にも非常に大きな効果を得ているところである。

これまでの計画に掲げてきた取組は，目標年次での確実な達成を見込んでいるところではあるが，これを改善・改革の終着点とするのではなく，ごみ収集処理業務全般において，引き続き，徹底した行財政改革に間断なく取り組みながら，公衆衛生の維持はもとより，市民との協働によるごみの減量やリサイクル推進の取組を加速させ，更なる市民サービスの向上と経費節減を図る必要がある。

⑶　「京都市ごみ収集業務の在り方検討会議」の意見

こうした認識の下，今後のごみ収集業務の進むべき方向性を議論していただくため，平成２５年５月に，学識経験者や市民等で構成する「京都市ごみ収集業務の在り方検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置した。６回にわたる検討会議においては，

・　ごみ収集業務の現状や課題，緊急時における課題等
・　ごみ減量・リサイクルの現状や課題，市民との共汗による取組等
・　徹底した行財政改革の視点による公民の役割分担，組織や人材育成等

の３つの論点に沿って議論が重ねられた。

平成２６年３月には，次のとおり，検討会議の「意見まとめ」が行われた。

今後のごみ収集業務の在り方に関する意見まとめの要旨

①　公衆衛生の維持の根幹に関わる業務については，京都市が責任を持って，確実に履行すべき。

②　その体制については，必要最小限度とするものとし，「民間にできることは民間に」という基本方針に従い，更なる委託化を検討すべき。

③　委託化に当たっては，中長期の視点で目標を定め，計画的に取り組むとともに，進捗状況を適宜点検，検証し，柔軟に対応すべき。

④　必要最小限の体制の下で，求められる職員の育成や組織の新陳代謝に努めるべき。

（参考）京都市ごみ収集業務の在り方検討会議委員
　中井　歩　（京都産業大学法学部准教授）
　福岡　雅子（大阪工業大学工学部准教授）
○本多　滝夫（龍谷大学法科大学院教授）
　村瀬　克子（京都市地域女性連合会常任委員）
　横井　康　（公認会計士）
　※　敬称略，○は会長

２　改革に向けた基本的考え方

今後，超高齢化や生産年齢人口減少などの人口動態の変化により，福祉，介護，医療などの社会的コストの上昇や労働力市場の変動のほか，新たな市民や社会のニーズの生起なども予想される。本市のごみ収集処理業務においては，こうした社会経済情勢の変化に留意しつつ，更なる経費節減と質の高いサービスの提供を徹底して追求することにより，将来にわたり持続可能で柔軟かつ機動的な業務実施体制を確立していくことが求められている。

こうした基本認識の下，検討会議の意見を踏まえ，次の３つの考え方を基本に，更なる改革策を取りまとめた。

⑴　公衆衛生の維持の根幹に関わる業務の執行体制の確保と民間事業者，市民との協働による最も効果的かつ効率的な体制の構築

○　災害発生時等不測の事態における対応や委託業務の管理監督，収集運搬計画等の企画立案といった，公衆衛生の維持の根幹に関わる業務について，本市が責任を持って，サービスを提供できる執行体制を確保する必要がある。

○　一方で，ごみ収集処理業務全般にわたり，最小の経費で最大の効果を得ることができるよう，最も効果的かつ効率的な業務遂行に努める必要がある。

○　効率化を進めていく中にあっても，業務水準を維持向上させ，市民の安心，安全を確保していくために，市職員の「現場力」の向上による直営体制の精鋭化を図るとともに，民間事業者の力と「市民力」，「地域力」を最大限活用することのできる体制を構築する。

⑵　多様化する市民ニーズへの対応

○　超高齢化などの社会経済情勢の変化に伴い，ごみ収集処理業務に関しても，ごみの排出の支援など福祉分野をはじめとした市民ニーズが増大しており，今後も様々な分野で新たなニーズが生起することが予想される。

○　これまでの業務改革の取組を通じて，業務の効率性が大きく改善した一方，新たなニーズに対応し得る余地が小さくなってきている中で，さらに柔軟な業務執行体制の構築と職員の育成を通じて，真に必要とされるサービスのより効果的かつ効率的な提供に努める。

⑶　更なるごみ減量の推進

○　３Ｒ（リデュース，リユース，リサイクル）の推進によるごみの減量は，資源の有効利用に資するだけでなく，環境負荷の低減につながるものであり，環境保全の観点からも全力で取り組むべきである。さらには，前述のとおり，ごみの減量を通じた，収集，運搬，焼却・再資源化等の適正処理，そして最終処分という一連の流れの中での経費節減効果は極めて大きいことから，財政的視点からも徹底的にごみの減量は推進すべきものである。

○　このため，ごみ収集処理業務については，発生したごみの処理に係る一連の業務だけでなく，ごみ減量の取組も含めた業務として総合的に捉えるべきであり，こうした観点から，本市職員の能力開発と業務の質的充実を図るとともに，地域との協働による施策の充実により，一層のごみの減量を推進する。

３　改革策における取組

⑴　公衆衛生の維持の根幹に関わる業務の執行体制の確保と効率的な体制の構築

①　ごみ収集業務

本市が市内の各収集区域において，公衆衛生の維持の根幹に関わる業務を責任を持って遂行できるための体制を確保しつつ，計画的に効率的な体制の構築を進め，１０年後の平成３６年度に，ごみ収集業務の７割を民間委託により実施することを目指す。

また，本改革策を着実に実行しつつ，民間協働の進展を見据えたうえで，必要な時期に，更なる委託化率の引上げも視野に計画の見直しを検討する。

項　目	26年度	………	36年度	…
ごみ収集業務	○委託化の推進 →	→	○70%委託化	
		○計画の見直し	○新たな計画の推進 →	→

②　クリーンセンター業務

ごみの焼却等を行っているクリーンセンター業務に関して，作業・整備計画の企画立案や持込ごみの検査・指導などの業務について，本市が責任を持って遂行できるための体制を確保しつつ，構内関連施設の維持管理業務の委託化など，運営体制の効率化をさらに拡充していくとともに，平成２８年度から，焼却プラントの運転監視業務を適切に遂行できる事業者に段階的に委託する。

項　目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
クリーンセンター業務	→○運営体制の効率化推進		○運転監視業務委託化			→

⑵　市民目線での行政サービスの提供

①　燃やすごみの完全午前収集の実現

現在，一部を午後に実施している燃やすごみの収集について，ごみ量の削減を図るとともに収集作業の改善を進めることにより，平成２８年度から，完全午前収集を実現する。

項　目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
燃やすごみの完全午前収集の実現	→○実施準備（ごみ量削減，収集作業改善）		○燃やすごみの完全午前収集実施			→

②　まごころ収集等のごみ収集サービスの充実・拡大

ごみの排出が困難な世帯に対する支援サービスとして実施しているまごころ収集等について，効率的な実施体制を維持しつつ，市民ニーズを踏まえたサービスの充実・拡大を図っていく。

また,市民へのごみ減量の啓発や相談を更に充実･推進するとともに，コミュニティ回収の拡大等，地域団体と連携した取組の推進や，資源ごみの巡回回収の充実など，地域との協働により市民のごみ減量や分別排出の機会を拡充する。

項　目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
まごころ収集等のごみ収集サービスの充実・拡大	→○サービスの充実・拡大の検討，実施					→

⑶　ごみ収集処理業務を担う職員の育成

①　**職員の任用制度の再構築**

ごみ収集処理業務は，発生したごみの収集処理にとどまらず，発生抑制などのごみの減量の取組も含めて総合的に推進する必要があり，こうした業務の高度化に対応できる能力・知識を有した職員の厳格な能力実証に基づく任用に向けた検討を行う。

また，新たな任用制度の下，公衆衛生の維持の根幹に関わる業務の執行体制を確保するため，職員構成の年齢バランスの改善，ノウハウの継承，職場の活性化の観点から，必要最小限の職員の採用を検討する。

②　**人材育成計画の策定・推進**

ごみ収集処理業務を最も効果的かつ効率的に遂行できるよう，的確な業務の企画立案を行うとともに，市民や民間事業者と連携を図ることができ，市民に信頼され，地域に貢献できる職員の育成を目指し，任用制度の再構築の検討と併せて，ごみ収集処理業務を担う職員の人材育成計画を策定，推進する。

項　目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ごみ収集処理業務を担う職員の育成	○任用制度の再構築と人材育成計画の策定・推進（26年度～31年度 →）					

⑷　委託事業者の適切な管理指導と協働体制の確立

①　**市民による業務の評価と管理指導の仕組み**

今後，委託による業務実施の比率が上昇していく中においても，業務の品質や市民満足度の更なる向上を図っていくため,「ごみ収集業務評価推進会議」の運営や「ごみ収集業務に関するアンケート調査」の定期的な実施等を通じて，客観的，多角的な評価の仕組みを充実させる。

また，委託事業者による業務遂行状況を掌握し，安全運転，安全作業の励行はもとより，常に質の高いサービス提供を確保する観点で，適切に指導できるよう，契約開始前の研修や日々の業務遂行状況の確認を強化するなど，管理指導機能を高めていく。

②　災害時等における委託事業者等との協働体制の確立

民間事業者との災害協定の締結や他都市との連携に加え，委託事業者との間においても，災害時の協力要請に関する協定の締結や契約条項を盛り込むなど，公共性の高い健全な委託事業者の育成を通じて，事前の危機管理対策を進める。これにより，災害等の不測の事態においても，直営体制と民間事業者等が協働し，必要なごみ収集処理サービスを継続して提供できるような体制を構築する。

項　目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
委託事業者の適切な管理指導と協働体制の確立	→ ○客観的，多角的な評価の仕組みの充実 ○管理指導機能の向上 ○災害時等における委託事業者等との協働体制確立に向けた検討及び実施					

〈参考データ〉

1　家庭ごみ量の推移

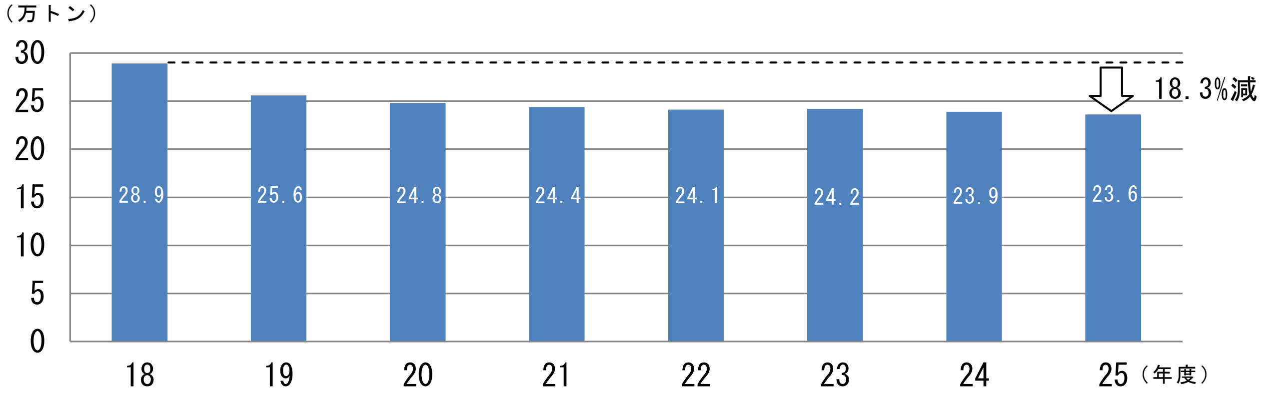

2　ごみ収集業務の委託化率の推移

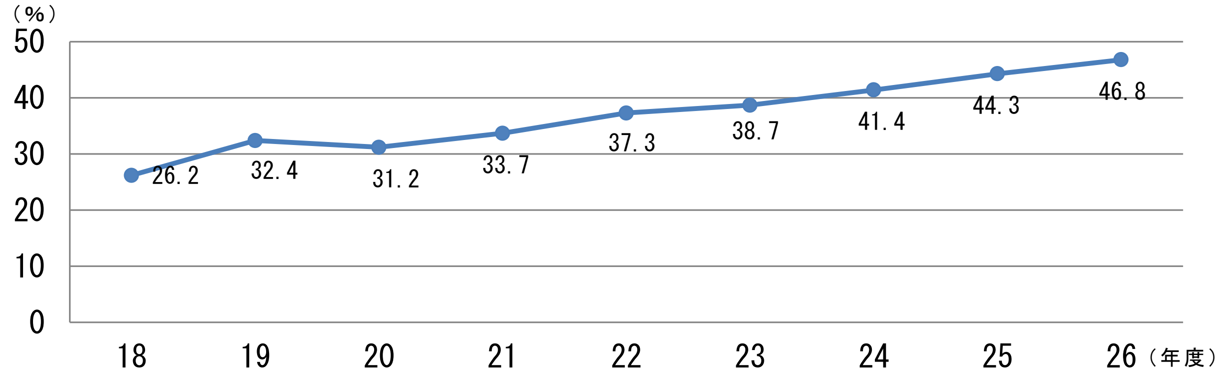

※　「委託化率」は，作業人員のうち，委託人員（傭車運転手を含む。）が占める割合である。

3　直営・傭車・委託及び収集班数の推移

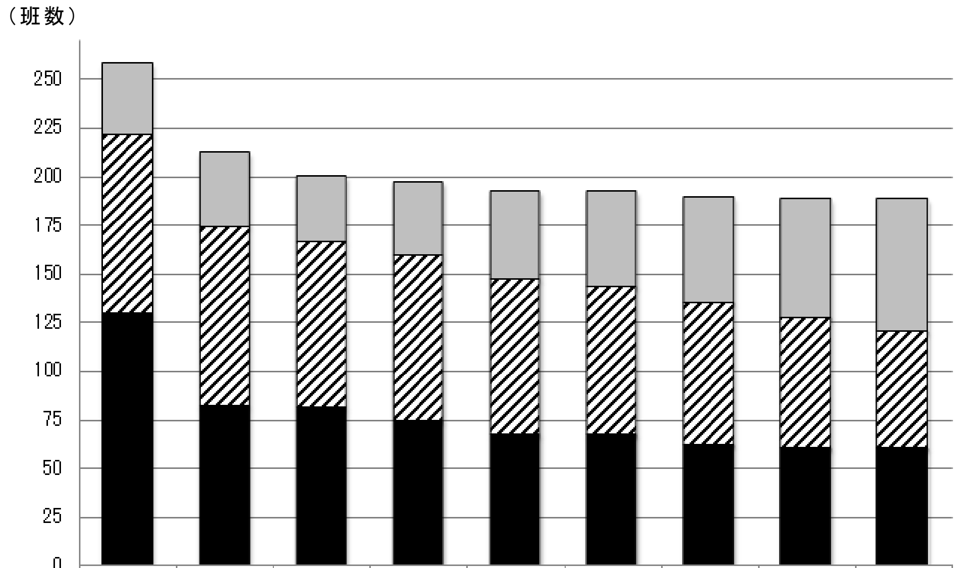

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
委託班数	37	38	34	38	45	49	54	61	68
傭車班数	92	92	85	85	80	76	73	67	60
直営班数	129	82	81	74	67	67	62	60	60

※　「傭車」は，ごみ収集車の運送契約であり，車両及び運転手１名が委託業者，収集員２名が本市職員の体制で行う収集である。

４　技能労務職員数

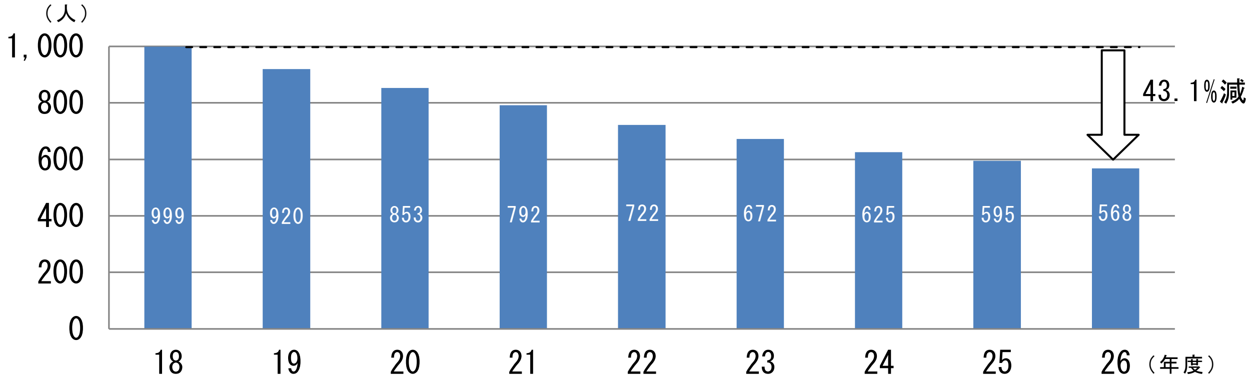

※　作業長級以上の職員を除く。

５　技能労務職員の年齢構成の推移

		平成 18 年度		平成 23 年度		平成 26 年度	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
年齢層	24 以下	16	1.6%	0	0.0%	6	1.1%
	25～29	80	8.0%	13	1.9%	4	0.7%
	30～34	216	21.6%	66	9.8%	24	4.2%
	35～39	168	16.8%	186	27.7%	104	18.3%
	40～44	136	13.6%	129	19.2%	161	28.3%
	45～49	97	9.7%	110	16.4%	112	19.7%
	50～54	112	11.2%	79	11.8%	87	15.3%
	55～59	174	17.4%	89	13.2%	70	12.3%
合計		999	100.0%	672	100.0%	568	100.0%

※１　作業長級以上の職員を除く。
※２　人数は各年度５月１日現在，年齢は各年度４月１日現在

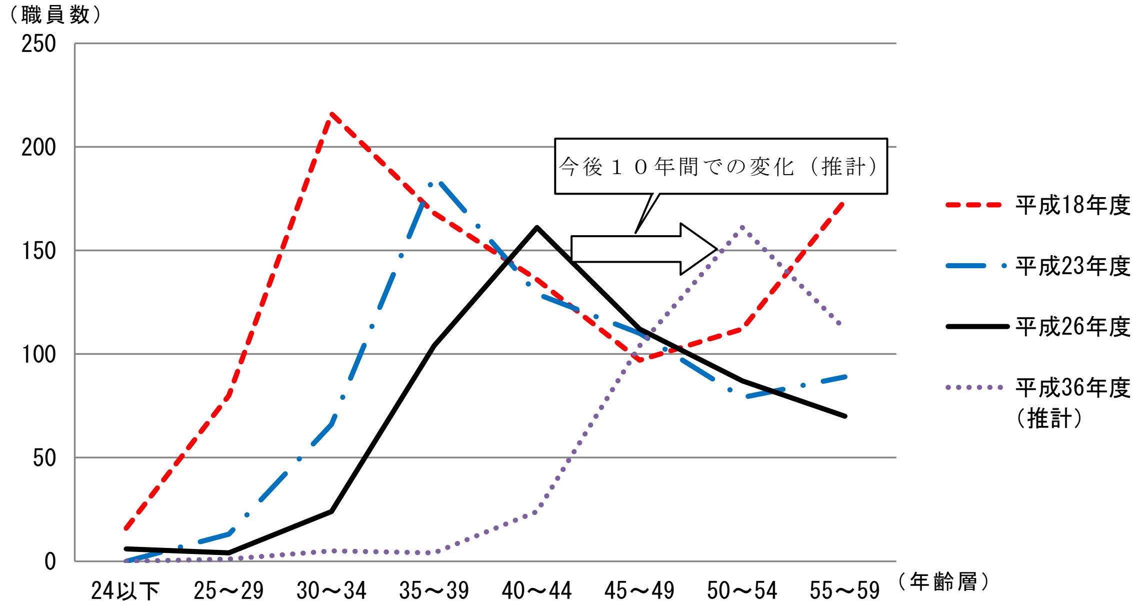

※　平成３６年度（推計）は，採用を実施せず，かつ，在籍職員全員が定年まで在職したと仮定した場合である。

この印刷物は，不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。
コミュニティ回収や古紙回収等にお出しください。

平成２６年９月発行

京都市環境政策局環境企画部環境総務課
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺町 488 番地
TEL：075-222-3450　　FAX：075-222-3426

京都市印刷物第２６３０９６号